

社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会
居宅介護支援事業者 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。

4 事業の運営にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人 湯前町社会福祉協議会

(2) 所在地 球磨郡湯前町1693番地37

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人湯前町社会福祉協議会（以下「事業所」という）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 （常勤兼務）

管理者は、事業所の介護支援専門員の管理、事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(3) 事務職員 1名

居宅介護支援事業の事務会計を執り行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月2日までは除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 事業は、居宅介護支援の提供に際し、予め、利用申込者とその家族（以下、「利用申込者」という。）に対し、本運営規程の概要、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者等がサービスの選択に資するための重要事項等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援に関する事項について、利用申込者等と事業所間で文章による確認を得た後、サービスを提供するものとする。

2 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者宅等とする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所の会議室とする。

4 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。この場合、使用する課題分析票は厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式とする。
- (2) 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問は毎月行うものとし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。
- (4) 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、球磨郡湯前町の区域とする。

(利用料等)

第8条 本会は、居宅介護支援を提供した際に、利用者からの支払いを受ける場合における利用料の額は、法定代理受領分については無料とし、法定代理受領以外の部分については、介護報酬上の告示額（厚生大臣の定める基準額）とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね10km未満 300円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね10km以上 350円
とし、1キロメートル毎に、50円加算する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その

他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

2 介護支援専門員は、必ず、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

3 職員及び、サービス担当者会議に出席する者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員と雇用契約の内容とする。

5 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、本人又は家族の同意を予め得るものとする。

6 この規程に定める事項の他、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人湯前町社会福祉協議会と事業所の管理者が協議して定める。

(附則)

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成14年11月22日制定し、平成15年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。